

失業給付・高年齢雇用継続給付の手続きをされた方へ

# 雇用保険の給付を受けると 年金が止まります！

## 退職された方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申込みをすると、**年金の全額が支給停止**されます。【P.2～P.3へ】

## 厚生年金保険に加入中の方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに**年金の一部が支給停止**されます。【P.4へ】

年金請求時に、雇用保険に関する届出をお願いします。

- 年金請求書に「雇用保険被保険者番号」を記入してください。
- 雇用保険被保険者番号を確認できる書類(「雇用保険被保険者証」や「雇用保険受給資格者証」等のコピー)を添付してください。

# 失業給付と年金との調整

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）や退職共済年金（以下「年金」といいます）は、ハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に失業給付※<sup>1</sup>を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

※1 失業給付…雇用保険法の基本手当（船員保険法の失業保険金も同様に調整の対象となります）

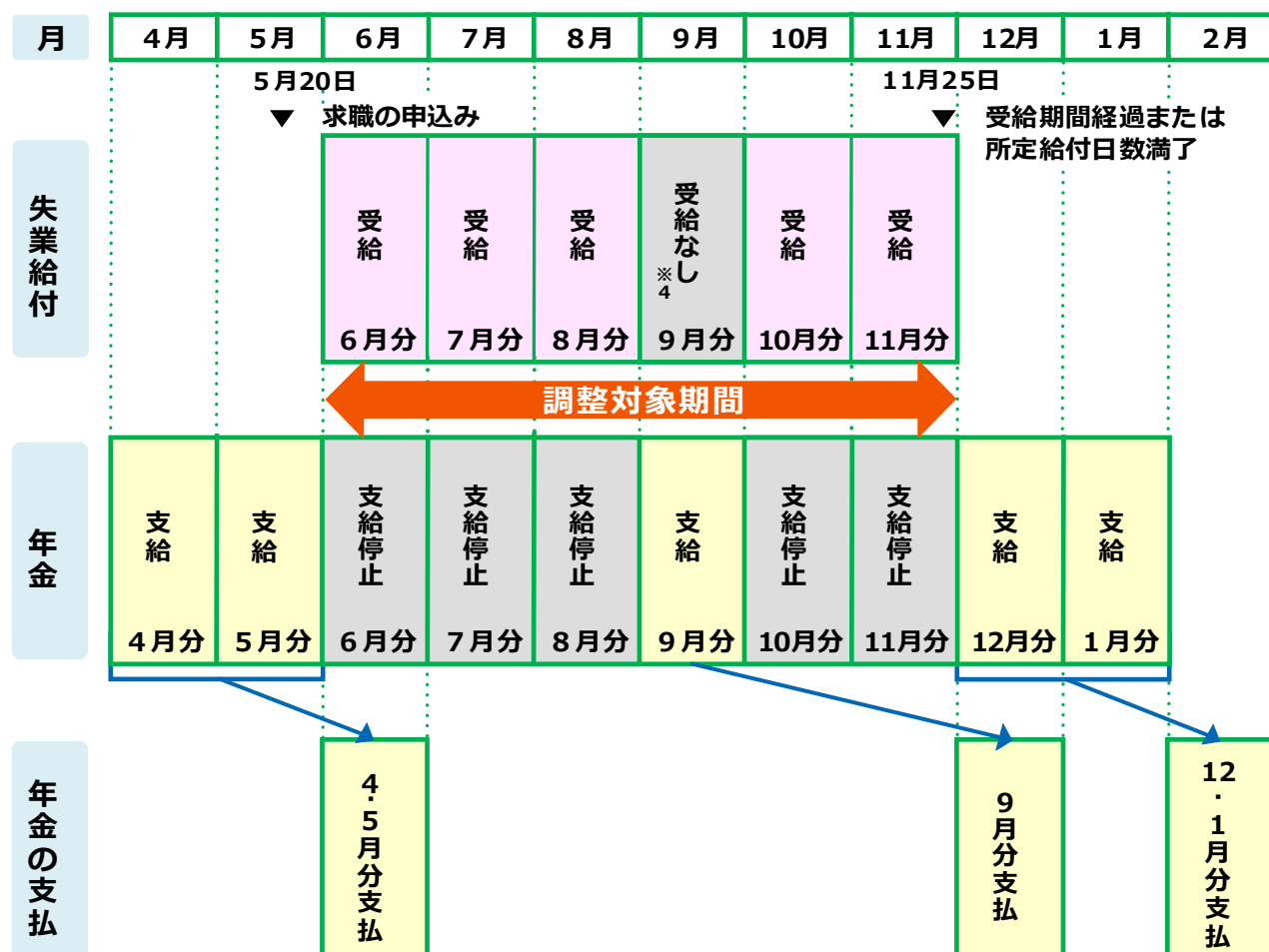
## 調整の基本的な仕組み

年金が支給停止される期間（以下「調整対象期間」といいます）は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月※<sup>2</sup>または所定給付日数を受け終わった月※<sup>3</sup>までです。ただし、調整対象期間中に失業給付を受けなかった月分の年金のお支払いや、失業給付の受給期間が経過したときの年金のお支払い開始は、約3カ月後となります。

※2 受給期間が経過した月………受給期間満了日の翌日が属する月

※3 所定給付日数を受け終わった月…最後の失業認定日が属する月

## 失業給付と年金との調整の例



※4 ハローワークで失業認定を受けなかったため、9月に失業給付を受給しなかった事例。

共済組合等が支給する老齢厚生年金については、支払時期が異なることがあります。

## 事後精算

調整対象期間中に、失業給付を受けた日が1日でもある月は、年金の全額が支給停止されます。このため、失業給付を受けた日数の合計が同じであっても、月をまたいで失業給付を受けたかどうかの違いにより、年金が支給停止される月数が異なる場合があります。

この場合、失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）以降に調整が行われ、さかのぼって年金が支払われます。これを「事後精算」といいます。

なお、失業給付の受給期間中に、求職活動を行わない旨の申立てを行った場合においても、事後精算（給付制限期間を含む）が行われるのは、失業給付の受給期間が経過した日以降になります。

### 事後精算の仕組み

支給停止されていた年金のうち、お支払いできる月数（以下「支給停止解除月数」といいます）を次の式で計算します。支給停止解除月数が1カ月以上の場合、その月数分の年金がさかのぼって支払われます。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月数} - \frac{\text{失業給付の支給対象となった日数}^{\ast 5}}{30\text{日}}$$

※5 失業給付の支給対象となった日数を30で割った数に1未満の端数が生じる場合は、その端数を1に切り上げます。

### 事後精算の例

〈年金が支給停止となる期間〉 ※給付制限期間2カ月、所定給付日数150日の場合

	▼求職の申込み										▼所定給付日数満了		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			
失業給付 受給日数			調整対象期間					150日					
年金	支給	支給	支給停止					支給					
			給付制限期間					31日	30日	31日	30日	28日	

〈事後精算の方法〉

$$\begin{aligned} \text{支給停止解除月数} &= 7\text{カ月} - \frac{150\text{日}}{30\text{日}} \quad \text{※給付制限期間は含みません。} \\ &= 7\text{カ月} - 5\text{カ月} = 2\text{カ月} \end{aligned}$$

この場合、所定給付日数満了後に直近の支給停止月の2カ月分の支給停止が解除されます。

#### 事後精算後

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
年金	支給	支給	支給停止					事後精算		支給

2カ月分がさかのぼって支払われます。

# 高年齢雇用継続給付と年金との調整

高年齢雇用継続給付※6とは原則、雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳から65歳になるまでの加入者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満になった方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額が雇用保険等から支払われるものです。

年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けられるとき(注)は、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。

年金の支給停止額(月額)は、最高で標準報酬月額6%に相当する額です。

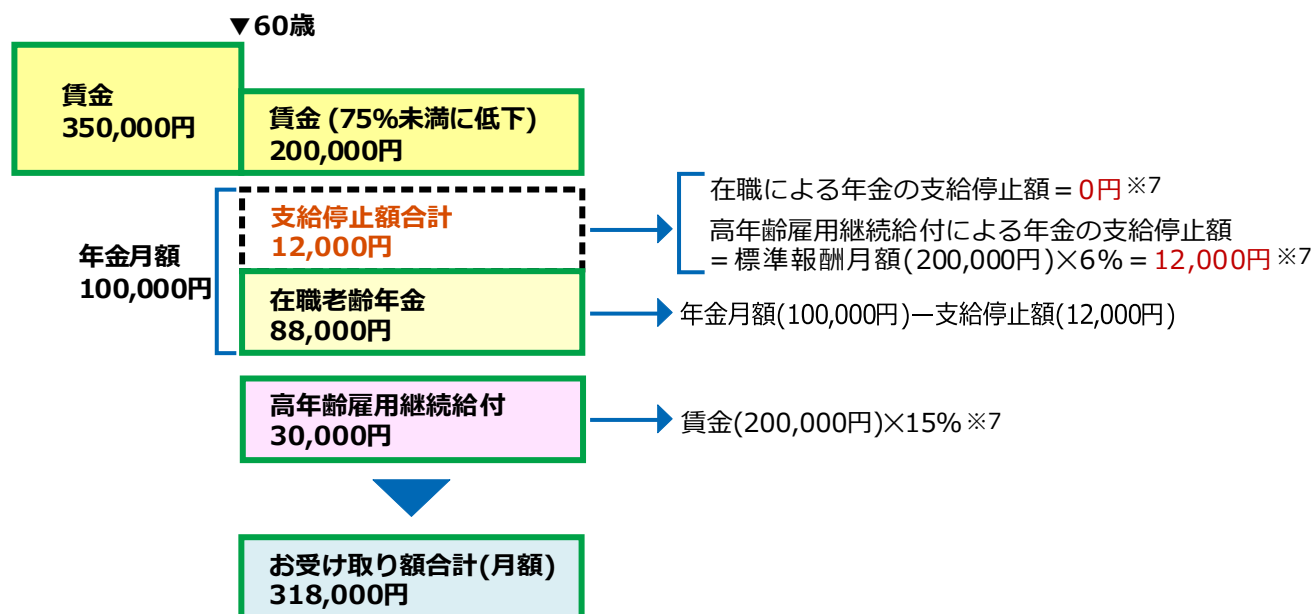
(注意) 初回の高年齢雇用継続給付金の支給申請が認められた場合は、その後に高年齢雇用継続給付金の支給申請を行わなかったときでも、高年齢雇用継続給付金の支給申請が可能である期間中、年金の一部支給停止は解除されませんので、ご注意ください。

※6 高年齢雇用継続給付……雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金(船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金も同様に調整の対象となります)

## 高年齢雇用継続給付による年金支給停止の例

年金月額100,000円の方の賃金額が350,000円から200,000円となった場合(賃金割合が75%未満に低下)、高年齢雇用継続給付は30,000円支給されます。また、この場合の年金支給停止額は12,000円となります。

この例では、賃金200,000円、年金88,000円、高年齢雇用継続給付が30,000円支給されますので、月額318,000円のお受け取りとなります。



※7 在職による年金の支給停止額、高年齢雇用継続給付による年金の支給停止額および高年齢雇用継続給付の支給率は一例ですので、実際の年金額や賃金額等により異なります。

ご不明な点は、お近くの年金事務所・街角の年金相談センターへ

日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索